

《論説》

ミシガン州西部地区連邦地方裁判所における 民事司法改革の評価（1）

——連邦司法センターによる類型別事件管理（DCM）
計画の評価を中心として——

小松良正

目次

- A 序論
- B 裁判所およびデモンストレーション計画の説明
 - 1. 裁判所の概要
 - 2. デモンストレーション計画の設計：方法と理由
 - 3. DCM制度の説明
 - 4. DCM制度の実行および維持
 - 5. 裁判所によるDCMルールの適用（以上、本号）
- C 裁判所におけるデモンストレーション計画の効果（以下、次号）
 - 1. DCMの効果に関する裁判官の評価
 - 2. DCMの効果に関する弁護士の評価
 - 3. DCMトラックに基づく訴訟の実施
 - 4. DCMの効果に関する処理件数上の指標
- D わが国に与える示唆

A 序論

1999年6月、わが国における21世紀の司法のあり方を検討することを目的として、司法制度改革審議会法が成立した。この法律に基づき、内閣に司法制度改革審議会が設置され、この審議会は、法律扶助制度の拡充や、裁判の迅速化、陪審制・参審制の導入、法曹一元等を主な検討項目として審議を開始した。⁽¹⁾ 2000年11月、審議会は、人的基盤の拡充、制度的基盤の整備、および国民の司法参加を柱とした中間報告を公表し、さらに、2001年6月には、⁽²⁾

司法制度改革に関する最終意見を内閣に提出するに至っている⁽³⁾。この最終報告は、第一に、国民の期待に応える司法制度として、民事司法制度および刑事司法制度の改革を提案し、第二に、司法制度を支える法曹の在り方として、法曹人口の拡大や、法科大学院構想を中心とした法曹養成制度改革の改革、弁護士制度・検察官制度・裁判官制度改革の改革を提案している。また、第三に、国民的基盤の確立として、裁判員制を柱とした国民の司法参加や、そのための条件整備等を提案している。

以上の最終報告のうち、第一の改革提案の一つとして取り上げられている民事司法制度改革では、①民事裁判の充実・迅速化、②専門的知見を要する事件への対応強化、③知的財産権関係事件への総合的な対応強化、④労働関係事件への総合的な対応強化、⑤家裁、簡裁の機能充実、⑥民事執行制度の強化、⑦裁判所へのアクセスの拡充、⑧裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化、および⑨司法の行政に対するチェック機能の強化、が提案されている。これらの事項のうち、①の民事裁判の充実・迅速化の方策として、審議会は、原則として全事件について審理計画を定めるための協議を義務付け、手続の早い段階で、裁判所と両当事者との協議に基づき、審理の終期を見通した審理計画を定め、それに従って審理を実施するという計画審理を一層推進すべきであるとしている⁽⁴⁾。また、このような計画的審理は、裁判実務上もすでに実践されつつあり、その成果について裁判所による報告がなされている状況である⁽⁵⁾。この他、審議会は、証拠収集手続の拡充、および人的基盤の拡充をもその方策として指摘している。

これに対して、アメリカ合衆国では、1990年にブッシュ政権の下、民事裁判の迅速化と低廉化を目指して民事司法改革法（Civil Justice Reform Act）が成立した。この法律は、類型別事件管理、裁判官による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決（ADR）をその内容としており、これらの方策を実験的に実施するため、その有効期間は7年間とされた⁽⁶⁾。民事司法改革法は、これらの方策を取り入れなければならないとされるパイロット地区裁判所として、10の連邦裁判所を指定した。また、こ

れとの比較検討の見地から、10の連邦裁判所が比較地区として指定された。さらに、改革法は、他の裁判所に対する模範として、五つの裁判所をデモンストレーション地区に指定した。そして、パイロット地区および比較地区については、RAND 民事司法研究所（RAND Institute for Civil Justice）⁽⁹⁾が、またデモンストレーション地区については、連邦司法センター（Federal Judicial Center）⁽¹⁰⁾が調査結果を報告するものとされた。1997年、合衆国司法会議（Judicial Conference of the U. S.）は、これらの調査機関による調査報告を受けて、連邦議会に対して民事司法改革に関する一連の最終提案を行っている。このような状況の下、1998年10月には、各連邦地方裁判所が、その地方規則に基づいて、すべての民事事件における当事者に対して、訴訟の適切な段階で代替的紛争解決手続の利用を考慮するよう求めなければならないことを内容とした連邦ADR法（Alternative Dispute Resolution Act of 1998）⁽¹¹⁾が制定され、また2000年12月には、すべての連邦地方裁判所が、初期ディスクロージャー（Initial Disclosure）を実施すべきこと等を内容とした連邦民事訴訟規則26条の改正が行われるに至っている。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

本稿は、上述のデモンストレーション地区に指定された連邦裁判所の一つであり、民事司法改革法上の方策の一つである類型別事件管理（Differentiated Case Management：以下、DCMと略す）の計画を実施したミシガン州西部地区連邦地方裁判所の実務について、連邦司法センターが行った調査結果を検討することを目的とする。⁽¹⁴⁾ 類型別事件管理とは、訴訟事件の複雑性の程度や裁判官の関与の必要性の程度に基づいて、一定の訴訟手続やディスカヴァリおよび事実審理のための期限を定めた数種のトラックを用意し、訴訟事件をそれらのトラックの内の一つに振り分けることにより計画的な審理を行い、迅速かつ低廉な訴訟を目指すことを目的とした制度である。⁽¹⁵⁾ ミシガン州西部地区連邦地裁は、1992年9月から、類型別事件管理計画に基づき7種の事件管理トラックを用意し、訴訟事件をこれらの事件管理トラックに振り分けることを通して、訴訟事件を計画的に処理し、訴訟の迅速化および低廉化に一定の成果を挙げつつあり、その結果は、連邦司法センターの調査報

告書において詳細に報告されている。⁽¹⁶⁾そこで、本稿では、この連邦司法センターの調査報告書に基づき、まず第一に、ミシガン州西部地区連邦地裁における類型別事件管理計画の内容について検討し、第二に、類型別事件管理計画に関する裁判官および弁護士の評価を検討し、併せてDCMトラック上の事件処理の状況を概観する。そして、最後に、以上の検討を通して、ミシガン州西部地区連邦地裁における類型別事件管理計画が、わが国の民事司法改革上の方策の一つとして提案されている計画審理の考え方に与える示唆について考察することにする。

注

- (1) 司法制度改革審議会「司法制度改革に向けて一論点整理」(1999年12月21日公表)司法改革四号10頁以下(2000年)を参照。司法制度改革をめぐる議論の状況については、特集「司法制度改革の展望」ジュリ1170号2頁以下(2000年)、伊藤眞ほか(特別座談会)「司法制度改革の視点と課題」ジュリ1167号52頁以下(1999年)を参照。
- (2) 中間報告の内容については、司法制度改革審議会「中間報告」(2000年11月20日公表)司法改革15号170頁以下(2000年)を参照。
- (3) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」(2001年6月12日公表)。
- (4) 司法制度改革審議会・前掲注(3)15頁。計画審理に関する評価については、田邊誠「民事司法Ⅰ—民事司法の適正化と充実」ジュリ1198号130頁(2001年)、川嶋四郎「民事司法改革」法時73巻7号49頁(2001年)を参照。
- (5) 各地の裁判所における実践例として、坂本倫城「大阪地裁における通常事件についての計画的審理」民訴雑誌47号241頁(2001年)、坂本倫城=内田光一「通常事件についての計画的審理実践例」判タ1042号73頁(2000年)、小野洋一ほか「トラック方式による審理促進の試み」判タ1032号84頁(2000年)、最高裁事務総局民事局監修「計画審理を中心とする複雑訴訟の運営に関する執務資料」(法曹会、2001年)、東京地方裁判所ほか「新民事訴訟法施行後の訴訟運営をめぐる懇談会(3)・完」判時1741号18頁(2001年)を参照。
- (6) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub.L. No. 101-650, § 103 (b) (2), 104Stat. 5096 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860). 民事司法改革法の成立過程とその内容に関する詳細な研究として、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向—民事裁判改革法を中心として」国際商事法務21巻5号517頁, 6号683頁, 7号833頁(1993年)、合衆国司法会議による1994年12月1日付けの議会への報告書について、稲葉一人「アメリカ連邦地方裁判所による民事司法改革の展開と実施の方向(上)(下)」判時1522号12頁

以下、1523号17頁以下(1995年)を参照。また、民事司法改革法の実施状況については、古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』1頁(1997年)、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情—ミシガン東部、西部地区連邦地方裁判所での見聞を中心に—」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』91頁以下(1997年)を参照。特に、森英明・前掲論文は、ミシガン東部および西部地区連邦地裁における民事司法改革の状況を極めて詳細かつ興味深く報告されており、本稿は、この森・論文に負うところが極めて大きい。

- (7) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (8) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub.L. No. 101-650, § 104 (a), 104Stat. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (9) See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUST, SPEEDY, AND INEXPRNSIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). See also JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., IMPLEMENTATION OF THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT IN PILOT AND COMPARATIVE DISTRICTS (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). R A N D 報告の概要および民事司法改革法の評価については、(かがいほうそう507)「民事訴訟改革法の効果」法曹561号74頁(1997年)、菅原郁夫・民事裁判心理学序説323頁(信山社, 1998年)、エドワード・H・クーバー(浅香吉幹訳)プリトリアルとトライアルの構造・アメリカ合衆国の視点」民事訴訟法学会編『民事訴訟法・倒産法の現代的潮流』35頁及び40頁(信山社, 1998年)、牧野和夫「アメリカ合衆国における最近の司法改革の状況について」国際商事法務27巻2号131頁(1999年)、および拙稿「アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価」国士館法学30号135頁以下(1998年)を参照。また、わが国の新民事訴訟法とアメリカの民事訴訟との比較に関する興味深い文献として、大村雅彦「新民事訴訟法とアメリカ法—争点整理・証拠収集の比較を中心として—」自由と正義48巻12号82頁以下(1997年)を参照。
- (10) デモンストレーション地区に指定された連邦裁判所のうち、ミシガン州西部地区およびオハイオ州北部地区は、類型別事件管理の方策を、カリフォルニア州北部地区は、事件管理およびADRの方策を、ミズーリ州西部地区およびウェスト・バージニア州北部地区は、ADRの方策をそれぞれ実施すべきものとされた。これらの計画の評価については、see DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGE-

- MENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, i (FJC 1997). この報告書の概要については、拙稿・前掲注(9) 国士館法学30号153頁以下を参照。また、カリフォルニア州北部地区における民事司法改革の評価については、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心として—」国士館法学31号1頁(1999年)、および同「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによるADRおよびマルチ・オプション計画の評価を中心として—」国士館法学32号1頁(2000年)を参照。
- (11) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES 35-38, 41-42 (1997), *riprinted in* 175 F. R. D. 62 (1997). この報告書の概要については、拙稿・前掲注(9) 国士館法学30号172頁以下を参照。
- (12) See Alternative Dispute Resolution Act of 1998, Pub. L. No. 105-315, § 3, Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2993. 連邦ADR法については、伊関玄「1998年ADR法—合衆国裁判所法改正—」JCAジャーナル46巻3号2頁(1999年)、柏木秀一「米国における裁判所ADRの導入と概要—連邦裁判所でのADRを中心として—」法の支配117号36頁(2000年)を参照。
- (13) See Commtee Note on the Amendment to Rule 26 (a) of Federal Rules of Civil Procedure, 192 F. R. D. 340, 384-388 (2000). 2000年12月の連邦民事訴訟規則の改正については、リチャード・マークス(三木浩一訳)「アメリカにおけるディスクヴァリの過去、現在、未来(上)(下)」NB L 699号6頁, 700号27頁(2000年)、浅香吉幹『アメリカ民事手続法』92頁-93頁(弘文堂, 2000年)を参照。また、アメリカにおける初期必要的ディスクロージャー制度の分析について、大村雅彦「民事訴訟におけるディスクロージャーについて—連邦民事訴訟規則における開示合理化の改革—」比較法雑誌29巻1号117頁(1995年)、笠井正俊「民事訴訟における争点及び証拠の早期整理とディスクロージャー」論叢142巻132頁(1998年)を参照。
- (14) DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 29-79 (FJC 1997).
- (15) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (b), 104Sta. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110Stat. 3860).
- (16) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 14, at 29. しかし、ミシガン州西部地区の類型別事件管理計画は、2000年12月の連邦民訴規則の改正に伴い、2001年2月に廃止されることとなった。当該連邦民訴規則の改正により、裁判所の類型別

事件管理計画が不必要となったこと、および類型別事件管理計画の廃止により、米国の地方裁判所間での訴訟手続の全国的統一性が促進されるであろうことを理由としている。See Administrative Order No. 01-009 (In Re : Repeal of Differentiated Case Management Plan).

B 裁判所およびデモンストレーション計画の説明

1. 裁判所の概要

DCMの実行やその計画がこの地区に与える効果を理解する上で、次のようないくつかの裁判所の特徴が注目される。すなわち、デモンストレーション期間中において、裁判官数および民事事件取扱件数が安定していること、暫定的な5人目の裁判官職が、恒常的なものとされるべきでないことを求めた1995年の裁判所の決定、一裁判官当たりの取扱件数が比較的低いこと、および在監者訴訟（prisoner petitions）の件数が非常に大きな割合を占めること、である。⁽¹⁷⁾

(1) 所在地と司法資源

ミシガン州西部地区は中規模の裁判所であり、その本部をGrand Rapidsに、また支部をLansing, Kalamazoo, およびMarquetteにもつ。この地区の南部にある三つの部は、それぞれ少なくとも1名の常駐の地方裁判所裁判官およびマジストレイト裁判官を有する。北部の遠方にある部は、1名のマジストレイト裁判官と、地方裁判所裁判官の定期的な訪問により業務が行われる。⁽¹⁸⁾

1980年代から、裁判所は4名の裁判官職を有していたが、裁判所がデモンストレーション地区に指定される前年に、暫定的な5人目の裁判官職が割り当てられた。この新たな裁判官職、およびシニア・ステータス（senior status）を有する裁判官により空席にされていたもう一つの地位が、裁判所がデモンストレーション計画を設計する際に充足された。裁判所における4名のマジストレイト裁判官もまた、デモンストレーション計画の開始以前か

表1 90-95会計年度*にミシガン州西部地区において提訴された訴訟事件

統計年	提訴された訴訟事件			1裁判官当たりの提訴数	
	計	民事	重罪刑事犯罪	実際	加重値
1990	1,909	1,753	156	477	374
1991	1,889	1,704	185	378	327
1992	1,791	1,621	170	358	305
1993	1,884	1,664	220	377	351
1994	1,894	1,684	210	379	355
1995	1,967	1,746	221	393	379

* 出典：Administrative Office of the U. S. Courts, Federal Court Management Statistics, 1995.

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 33 (1997).

ら裁判所で業務を行っていた。したがって、デモンストレーション期間中、裁判所における裁判官の数は安定しており、主席裁判官と書記官の変更はあったものの、裁判官の欠員や、退任、あるいは現役からシニア・ステイタス⁽¹⁹⁾への変更は存在しなかった。

現役の地方裁判所裁判官およびマジストレイト裁判官の他に、2名のシニア・ジャッジ (senior judges) が、それぞれ通常の取扱件数の25%を担当している。裁判所は、1995年に、暫定的な5番目の裁判官職が、議会により恒常的なものとされるべきでないことを求めた点で注目される。⁽²⁰⁾

(2) 訴訟取扱件数の規模と性質

デモンストレーション計画に至るまでの10年間、裁判所における訴訟取扱件数は、80会計年の1053件から、90会計年の2030件へとほぼ倍増した。しかし、計画が実施される時点において、取扱件数全体および民事事件の取扱件数は減少し、民事事件の取扱件数は、もっぱら最近になり計画が実施される以前と同水準に戻った (表1参照)。刑事重罪事件数が、全体的にデモンストレーション期間中増加した。しかし、裁判所は、過去5年間において、1980年代に経験したような増加を経験しなかった。したがって、裁判所の司

表2 95年度にミシガン州西部地区において提訴された主要な民事訴訟事件の種類*

訴訟事件の種類	民事訴訟事件数に占める割合（％）
在監者訴訟	49.0
公民権	14.0
不法行為	8.0
契約	7.0

* 出典：Administrative Office of the U. S. Courts, Federal Court Management Statistics, 1995.

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 34 (1997).

法資源におけると同様、その全体的な取扱件数は、民事司法改革法の下での裁判所の実験の間、⁽²¹⁾ほぼ安定していた。

訴訟事件の提起数は、裁判所の負担（demand）についてある程度の示唆を与える一方、さらに適切な基準とは、1裁判官当たりの提訴数の加重値（weighted filings）であり、それは、異なった類型の民事および刑事事件に関する相対的な負担を考慮したものである。表1が示すように、裁判所における提訴数の加重値は、実際の提訴数よりも若干低い。デモンストレーション期間中、民事事件提訴数の減少と増加に平行して、提訴数の加重値も減少から増加へと変化した。にもかかわらず、裁判所における提訴数の加重値は、95会計年における1裁判官当たりの全国平均である448件よりもかなり⁽²²⁾低い。

裁判所における提訴数の加重値が比較的低い点は、処理される民事事件の構成により、ある程度説明することができる。表2は、この地区において提起される主要な事件の種類を明らかにしているが、加重値の低い事件類型である在監者訴訟（Prisoner Petitions）が、明らかにこの地区において提起される単一の最も大きな事件グループを構成していることを示している。裁判所におけるこの49%という割合は、全国平均の26%よりもかなり高く、その理由の一つは、この地区には多数の刑務所が存在することによる。裁判所

におけるその他の取扱事件は、ほとんどの地方裁判所と同一の主要な事件類型から構成されているが、それらの事件についての提訴数の割合は、多数の在監者訴訟のため、全国平均よりも低い。裁判所における取扱事件の構成比 (mix) は、1980年代後半以来、きわめて安定している⁽²³⁾。

他のデモンストレーション計画とは異なり、ミシガン州西部地区が採用した計画は、すべての民事事件の類型に適用される。したがって、DCMの効果に関する調査は、民事事件の全体をその対象とする⁽²⁴⁾。

(17) See DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 32 (FJC 1997).

(18) *Id.* at 33. ミシガン州東部、西部地区における連邦裁判所制度については、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』98頁—102頁（法曹会、1997年）が詳細である。

(19) *Ibid.* 連邦裁判所の構成員及び代理人、特にシニア・ジャッジの地位については、森・前掲注（18）法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』102頁—118頁を参照。

(20) *Ibid.*

(21) *Ibid.*

(22) *Id.* at 34.

(23) *Ibid.*

(24) *Ibid.*

2. デモンストレーション計画の設計：方法と理由

ミシガン州西部地区連邦地方裁判所およびその諮問グループの制定法上の義務とは、「明確かつ明示された規則、手続、およびディスカヴァリの完了ならびに事実審理のための時間的枠組（期限）にしたがい機能する適切な手続上のトラックに、訴訟事件を振り分けることを定める類型別事件管理 (differentiated case management) の制度を実験すること」⁽²⁵⁾である。連邦司法センターは、裁判所に対する諮問グループの報告書と、諮問グループの構成員、裁判所職員、および裁判官との面接に基づき、彼らの行った作業

を詳細に報告している。そこで、次に、この連邦司法センターの報告に基づいて、諮問グループおよび裁判所によるデモンストレーション計画の設計について検討することとする。

（1）諮問グループの考慮した争点と推薦

裁判所における類型別事件管理（DCM）の最初の構想は、諮問グループと3名のコンサルタントにより準備され、彼らは4名の常勤の臨時職員の補助を受けた。面接、アンケート、および事件表に関する情報を利用して、コンサルタントと職員は、この地区の訴訟取扱件数に関する概要を明らかにし、またいくつかの事件管理トラックを設けるべきであるか、またそのトラックの要件をどのようにすべきであるかを判断するための情報を収集した⁽²⁶⁾。

分析の過程において、諮問グループおよびコンサルタントは、裁判所の訴訟取扱件数および管理実務に関するいくつかの認定を行った。彼らの認定によれば、1987年以来、裁判所は、新たな事件に関する訴えの提起を上回る速さで、訴訟事件を終結させてきたのであり、その結果、かなりの数の未済事件がなくなった⁽²⁷⁾。また、諮問グループは、裁判所における訴訟処理時間の中央値が全国平均よりも短いこと、またこの地区における民事事件のわずか4%のみが、3年を超えて係属していたことを認定し、その結果、「この地区では、訴訟事件は著しく遅延してはいない」、と結論付けた⁽²⁸⁾。諮問グループはまた、裁判官がマジストレイト裁判官、裁判所職員、および進歩的な自動化制度（automation system）により、効果的な援助を受けたことをも認定した⁽²⁹⁾。

諮問グループの指摘によれば、裁判所がその取扱訴訟事件を管理する際に利用した方法の一つに、代替的紛争解決方法（alternative dispute resolution methods：ADR）の広範囲な利用が存在した。約半数の人身被害および人的財産（personal property）事件が裁判所におけるADR計画の一つに付託され、約三分の一の契約および市民的権利に関する事件についても、これと同様であった⁽³⁰⁾。したがって、この地区の弁護士はADRを熟知していた一方で、諮問グループは、その利用が形式的になり、何らかの変更を必要

とすると懸念を示した。⁽³¹⁾

裁判所における司法資源とその取扱件数は適切な状況の下にあるように見えるが、諮問グループは、当事者 (litigants) が、諮問グループの認識していないような著しい裁判費用と訴訟の遅延を経験しているかもしれないことを懸念した。しかし、弁護士と当事者との面接の結果、訴訟の費用または遅延が著しいと考える者はほとんど見出されなかったが、諮問グループは、事件管理を改善することができるであろういくつかの領域を見出した。それらは、例えば、モーションに関する裁判については60日というような、適切な期限の利用、裁判所におけるADRの方式の一つを利用すべきであるかどうかの判断に弁護士を関与させることによる、ADRのより区別された (discriminate) 利用、モーションを裁判するための電話の一層の利用、および、規則16条協議への依頼人の参加を、⁽³²⁾ 必要的なものとして個別に判断すること、であった。

さらに、弁護士と当事者は、次のような二つの問題について著しい懸念を表明した。一つは、トレイリング・トライアル・カレンダーであり、それは、彼らによれば、1カ月から2カ月にわたる可能性があり、不必要な審理の準備をもたらすものであった。もう一つは、ディスカヴァリに関する制限の不存在であり、それは、著しく多くの証言録取書、質問書、および自白の要請をもたらした。双方の問題が、必要以上に高額な費用を生じさせる原因と考えられ、諮問グループに改正の推薦を促した。特に、ディスカヴァリに関しては、彼らは、「各裁判官が、ディスカヴァリに関するすべての事項について、当事者に対する指示と管理を行うため、可能な限り早期に事件を裁判官に割り当てることが不可欠である」、⁽³³⁾ と述べた。

同時に、諮問グループは、ほとんどの裁判官がこれまで事件管理について積極的な役割を果たしてきたのであり、適切な場合には規則16条協議を利用し、また事実上、類型別事件管理の制度を発展させてきたことを指摘した。諮問グループの構成員の一人は、ある意味において、DCMは「制定法が可決された際、すでに存在しかつ継続して行われており」、諮問グループの新

たな計画が大きな変更をもたらすとは期待しなかった、と述べた。このような状況の下で、彼らの目的は、裁判官と弁護士にそれぞれの事件がどの程度の管理を受けるべきかを判断するための指針、すなわちトラックを提供することにより、⁽³⁴⁾すでに存在する実務をまとめることであった。

適切な数の事件管理トラックとそれらの要件とを決定するため、諮問グループは、コンサルタントを通して、過去の様々な種類の事件に関する動向（behavior）を調査した。彼らは、それらの訴訟事件が、その処理時間により数種のカテゴリーに集まる傾向があることを見出し、したがって、処理時間の長さや、その訴訟事件の解決に必要とされる裁判官の関与の程度に基づき、6種類の事件管理トラックを推薦した。マジストレイト裁判官による事実審理への同意を促進するため、諮問グループは、最も迅速なトラック（fastest track）へのアクセスは、もっぱらマジストレイト裁判官管轄権に対する同意に基づいてのみ許可されるべき旨を推薦した。また、コンサルタントの推薦に基づき、諮問グループは第7のトラックを創設し、そのトラックには、10%の訴訟事件が、調査のための対照標準グループを作り出すために、⁽³⁵⁾無作為に振り分けられた。

諮問グループは、各トラックについて、その訴訟事件の解決のための時間的枠組（期限）を推薦し、そのトラックに適した事件の特徴を述べ、事件管理協議や、事件管理命令、およびADRが利用されるべきであるかどうかを推薦し、また予想されるディスカヴァリの必要性について注釈を付した。しかし、諮問グループは、質問書および証言録取書に関する明確な制限を推薦しなかった。なぜならば、諮問グループは、それらの制限は、裁判所がトラックキングについてある程度経験を積んだ後に確立されるべきであると考えたからである。⁽³⁶⁾

諮問グループは、その討議を通して、トラックへの振分けが、自動的にすなわち事件の種類に基づいて行われるべきではないとの懸念を表明した。実際、トラック制度を採用すべきものとする制定法上の要求、およびトラックキングが事件管理の成果を測定する方法を提供するであろうとするコンサルタ

ントの推薦を別とすれば、諮問グループがトラックを推薦したかどうかは、明らかでない。諮問グループの見解によれば、最も重要な事件管理上の方策とは、初期規則16条協議であり、また、彼らは、裁判官が、弁護士を参加させて各事件に関する適切な管理を決定するという役割を強調した。「機械的な方式」による事件の振分けを防ぐため、諮問グループは、裁判所に対する報告書の中で、次のような見解を表明した。すなわち、「効果的な事件管理のための唯一の最も重要な要素とは、裁判所の適切な裁量を注意深く行使することである」⁽³⁷⁾、と。

類型別事件管理の制度により既存の実務を具体化することで、諮問グループは、訴訟処理時間の改善よりも（彼らはその点を問題とは考えなかった）、むしろ裁判官の間での事件管理の統一性を増すことや、事件処理に関する予測可能性を増加させること、事件管理に関する判断に弁護士や当事者に関与させること、および司法資源の効用を最大化すること、を望んだのである⁽³⁸⁾。また、裁判官がトレイリング・キャレンダーや、ディスクヴァリを制限すべきであるとの推薦により、諮問グループは、裁判の費用が非常に高額であると考えられる二つの領域の改善を望んだのである⁽³⁹⁾。

(2) DCM設計に際しての裁判所の役割と目的

諮問グループによるDCM計画の開発の間、連絡係裁判官（liaison judge）および裁判所書記官が、諮問グループに対して裁判所の見解を表明した。諮問グループからの推薦書の受領に基づき、裁判所は、7つのトラックおよび各トラックの要件に関する基本計画を採用したが、一つの大きな変更を行った。その計画が実施される直前に、裁判所は、外部の審査委員会の助言に基づいて、質問書および証言録取書に関する明確な数量上の制限を採用したのである⁽⁴⁰⁾。裁判所は、以前の審議ではそのような制限を考慮しておらず、その提案は大きな論争を引き起こしたのであるが、結局、明確な制限が各トラックに付け加えられた⁽⁴¹⁾。

裁判所はまた、トレイリング・ドケット（trailing docket）を放棄すべきであるとの諮問グループの推薦を採用しなかった。裁判所の見解によれば、

一つの審理期間（a trial term）に複数の事件を設定することが、特定の期日に一つの審理を設定するよりもはるかに効率的である、というものであった。それにもかかわらず、裁判所は、事件表上の経過時間（elapsed time）を短縮し、より少数の事件をそれに設定し、また可能な限り特定の審理期日を利用するよう試みることを約束した。⁽⁴²⁾

裁判官によりすでに承認されていた計画上の要素の一つに、強制的ADRから、ADRの妥当性を事件ごとに判断するものとするへの動きが存在した。諮問グループと同様、裁判官は、裁判所のADR計画が、ADRへの多数の付託（multiple referrals）を含め、その無差別的な利用により非効果的となったことを懸念した。したがって、DCM計画の採用により、裁判所のADR計画は、任意的なものとした（ミシガン法が適用される特定の種類の事件を除く）。⁽⁴³⁾

裁判官は、DCM計画および事件管理トラックを利用するという考え方を承認したが、それが裁判所に対して大きな変化をもたらすとは確信していなかった。諮問グループと同様、ほとんどすべての裁判官が、裁判所はすでに積極的に事件を管理してきたと報告した。ある裁判官は、「我々がこれまで行ってきたことに新たな名称を付しただけである」と述べた。また、数名の裁判官も、裁判所は処理しきれないような民事未済事件（civil backlog）を有してはならず、また刑事事件数もわずかであり、したがって著しく負担加重とはなっていないことを指摘した。その結果、彼らは、DCMの実施後に裁判所の処理件数の現状において、重要な変化を見出すことは困難であろうと予測した。数名の裁判官は、実際上、その制度は、一層の文書業務（paperwork）の要求とディスカヴァリの制限に関する紛争により、費用を増加させるであろうという懸念を表明した。⁽⁴⁴⁾

それにもかかわらず、裁判官らは、トラッキングに反対せず、約半数の裁判官が述べたように、訴訟事件に対する早期の対応（attention）とディスカヴァリの規制による訴訟処理時間および費用の減少を含めて、いくつかの目的を達成することを望んだ。約半数の裁判官はまた、DCMの目的の一つ

とは、事件管理を弁護士ではなく裁判官の確固たる監督の下に置くことであるから、DCMを支持すると述べた。3名の裁判官が指摘した第三の目的とは、裁判所における訴訟手続の標準化、したがってまたより高度の予測可能性を通して、国民に一層奉仕することであった。数名の裁判官はまた、問題をインフォーマルに解決することができるように、裁判所は、DCMが弁護士に対して裁判官とのより一層のコンタクトを提供することを望むであろう、と述べた。最後に、数名の裁判官は、裁判所がトラッキング制度を採用した理由の一つは、訴訟事件をトラックにのせることにより、裁判所がその事件管理手続の実行を測定することができるであろうという、コンサルタン⁽⁴⁵⁾トの主張によるものであったことを指摘した。

(25) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (b) (1), 104 Stat. 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(26) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 35.

(27) Report of the Advisory Group of the United States District Court, November 22, 1991, at 13.

(28) *Id.* at 35.

(29) *Id.* at 18, 19, 40, and 69.

(30) *Id.* at 36.

(31) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 35.

(32) Report of the Advisory Group of the United States District Court, November 22, 1991, at 89-91.

(33) *Id.* at 120. トレーリング・トライアル・キャレンダーによれば、トライアルは、事件がその段階に達した時点で古くから係属していた順に開かれるものとされる。この点につき、森・前掲 (18) 法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』158頁を参照。

(34) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 36.

(35) *Ibid.* 試問グループが推薦した6種類のトラックについては、森・前掲注 (18) 法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』156頁以下、および古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』71頁以下(1997年)を参照。

(36) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 36.

(37) Report of the Advisory Group of the United States District Court, November 22, 1991, at 133.

(38) *Id.* at 128-129.

(39) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 37.

(40) *Ibid.* 民事司法改革法は、合衆国裁判所司法会議に対して、地方裁判所が作成した費用および遅延減少計画を審査するよう指示した（28 U. S. C. § 474 (b)）。民事司法改革法の実行の監督は、司法会議における裁判所運営および事件管理委員会の責任とされ、その委員会がミシガン州西部地区のDCM計画を審査し、当時議長であった Robert M. Parker 裁判官の手紙により、その評価を報告した。1992年7月30日付けのこの手紙は、次のような内容のものであった。すなわち、「……当委員会は、ディスカヴァリの要求に関する数量上の制限が、ディスカヴァリを完了すべき期間の制限とともに考慮されるべきであると考え」。 *Id.* at 37, n. 28.

(41) *Ibid.*

(42) *See* Administrative Order No. 91-023 (In re : Differentiated Case Management Plan of the United States District Court for the Western District of Michigan. December 18, 1991, at 5).

(43) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 37. しかし、その後、1998年の連邦ADR法の制定により、当事者は、民事地方規則16.1の定める早期スケジュールリング協議に先立ち、当規則が承認するADRの方法の一つについて、その利用可能性を検討しなければならないものとされている。*See* LOCAL RULES OF PRACTICE AND PROCEDURE OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE WESTERN DISTRICT OF MICHIGAN, RULE 16.2 (1998) [hereinafter LCivR]. *See also* Administrative Order No. 99-016 (In re : Amendments to Local Rules of Practice and Procedure).

(44) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 38.

(45) DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 38.

3. DCM制度の説明

裁判所は、1991年12月18日に類型別事件管理計画（Differentiated Case Management Plan）⁽⁴⁶⁾を採用し、その計画は、1992年9月1日に、その日およびそれ以後に提起された訴訟事件を対象として施行された。以下に述べられるこの計画は、1992年9月1日に一般命令（general orders）として発令され、⁽⁴⁷⁾その後数度の一般命令による改正を受け、現在、DCMに関する裁判所の地方的法源（local authority）となっている。

(1) 事件管理トラック制度

DCM計画は6種類の事件管理トラックを規定しており、各トラックがそ

れ自体の指針と、ディスカヴァリおよび事実審理のための時間的枠組（期限）を有している。その計画はまた、第7の非事件管理トラックを設置し、これには、調査目的のための対照標準グループを作り出すため、裁判所における提訴事件の10%が無作為に振り分けられた。これらのトラックは表3に記載されており、それらの要件と各トラック上の訴訟事件に関するいくつかの⁽⁴⁸⁾特徴が示されている。

D C M計画は、一定数の質問書と証言録取書を含めて、各トラックに対する一定の要件を述べているが、これらの要件はもっぱら指針であるにとどまり、規則16条スケデューリング協議において裁判官により、または訴訟事件のその後の段階でなされる申立てにより変更することができる。この点は、トラックへの機械的な振分けに反対した諮問グループの強い推薦と一致して⁽⁴⁹⁾いる。

書記官事務所が振分けを行う行政トラックおよび最少管理トラック上の訴訟事件を除いて、トラックへの振分けは、もっぱら裁判官が弁護士の意見を考慮し、かつ独立にその訴訟事件を審査した後に行われる。D C M計画開始の当初、弁護士は訴状または最初の応答的訴答とともに、トラック情報書面⁽⁵⁰⁾（Track Information Statement : T I S）の提出を要求された。これは、裁判官が規則16条スケデューリング協議の準備のため、その訴訟事件および弁護士の推薦するトラックを評価することができるようにするものであった。しかし、この書面は有益ではないことが明らかになったので、この書面を要求していた地方規則は、1994年4月に施行を停止された⁽⁵¹⁾。トラックへの振分けを行うため、裁判官は、現在、弁護士による共同のステイタス・レポート⁽⁵²⁾および初期規則16条協議において行われる議論を利用している。

(2) 弁護士による共同のステイタス・レポート（Attorneys' Joint Status Report）

初期規則16条協議の少なくとも3日前に、弁護士は、応答的訴答の終了により発令される、規則16条スケデューリング協議を定める命令にしたがって用意された、共同のステイタス・レポートを提出しなければならない。この

表3 類型別事件管理トラック、その要件、および各トラックに振り分けられる訴訟事件の典型的な特徴

トラック	要件及び訴訟事件の特徴
任意的迅速トラック (Voluntary Expedited)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴から終結まで9カ月。 ・ 当事者は、事件が審理に進行するときは、憲法3条の裁判官による裁判を受ける権利を放棄しなければならない。それゆえ、振分けは、すべての当事者の完全な合意に基づき、任意に行われる。 ・ 自発的なディスカヴァリの交換が奨励される。 ・ ディスカヴァリは、規則16条スケデューリング協議の後、90日以内に終了。 ・ 証人に関する2つの証言録取書。 ・ 一当事者につき15の質問書。 ・ 少数の当事者。 ・ 少数の法律上または事実上の争点。 ・ 少額の請求。 ・ ADRが利用される可能性は低い。
迅速トラック (Expedited)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴から終結まで9カ月から12カ月。 ・ ディスカヴァリは、規則16条スケデューリング協議の後、120日以内に終了。 ・ 証人に関する4つの証言録取書。 ・ 一当事者につき20の質問書。 ・ 少数の当事者。 ・ 少数の法律上または事実上の争点。 ・ ADRは、選択的に利用される。
標準トラック (Standard)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴から終結まで12カ月から15カ月。 ・ ディスカヴァリは、規則16条スケデューリング協議の後、180日以内に終了。 ・ 証人に関する8つの証言録取書。 ・ 一当事者につき30の質問書。 ・ 数名の当事者。 ・ 第三当事者請求、複数の訴訟原因を有する訴状。 ・ 多くの事実上または法律上の争点。 ・ ADRは、ほとんど常に利用される。
複雑トラック (Complex)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴から終結まで15カ月から24カ月。 ・ 一連の事件管理協議が予定される。 ・ ディスカヴァリは、規則16条スケデューリング協議後、270日以内に終了。 ・ 証人に関する15の証言録取書。 ・ 一当事者につき50の質問書。 ・ 多数の当事者。 ・ 複雑な争点。 ・ ADRは、ほとんど常に利用される。
高度複雑トラック (Highly Complex)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴から終結まで24カ月。 ・ 審理前のスケジュールとディスカヴァリの制限は、裁判官の裁量による。 ・ 一連の事件管理協議が予定される。
行政トラック・ (Administrative)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、プリーディングに基づきまたはモーションにより裁判される。 ・ 終局的判断のモーションが十分に準備され、または事件についてその他の形で終局的判断の準備ができた後、180日以内に終結。 ・ 15の質問書。 ・ 5つの文書提出の要求。 ・ 証言録取書は、裁判官の同意ある場合にのみ許される。 ・ 社会保障事件、破産事件に関する上訴、人身保護事件、その他。
非DCM** (Non-DCM)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10%の民事事件が、調査目的のための対照標準グループとして利用できるよう、トラックに振り分けられない。 ・ 提訴時にランダムに振り分けられる。 ・ 裁判所主導の管理は、最小限になされる。 ・ 当事者は、トラックへの振分けを含め、追加的な管理を要求することができる。

* 1993年12月、DCM計画を修正する命令により、ディスカヴァリの制限がこのトラックに追加された (DONNA STIENSTRA ET AL., *infra*, at 40, n. 31)。

** 裁判所は、1996年9月に、同年10月1日から非DCMトラックを廃止することを決議した (*Id.* at 40, n. 32)。

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 39-40 (1997).

命令は、弁護士に対して以下のようないくつかの事項を、ステイタス・レポートにおいて取り扱うことを命じている。すなわち、これらの事項には、彼らの主張および防御方法、証人の氏名、ディスカヴァリの完了日、ディスカヴァリ上の一定の制限、なんらかのADRの方式が利用されるべきであるかどうか、和解の可能性、およびトラック振分けの推薦が含まれる。この命令は、弁護士に対して、彼らが提案するすべての日程が彼らの提案するトラックの定める最終期限に合致しなければならないことを指示している。それはまた、弁護士に対して、ディスカヴァリの延長や、モーションによる迅速な終結を正当化する特別な事情、または彼らの提案するトラック振分けに関連したその他の要因を述べることを認める。⁽⁵³⁾

裁判所は、連邦民事訴訟規則26条に関する改正のすべてを実施するものとは決定しなかったため、弁護士は規則16条協議の準備の一部として、ディスカヴァリの対象となる情報を自動的に開示する (disclose) ことや、ディスカヴァリの開始前に規則26条 (f) 項の会合を開くことを要求されていない。1993年12月の連邦民事訴訟規則26条改正後、裁判所は、裁判官がその裁量に基づいて改正規則を個々の事件において適用する権限を認めた。⁽⁵⁴⁾

(3) 初期規則16条スケデューリング協議 (Initial Rule 16 Scheduling Conference)

裁判所のDCM計画は、当初、規則16条スケデューリング協議が、最後の被告による最初の応答的訴答書面受領後30日以内に、すべての事件（行政および最少管理トラックに付される事件を除く）について主催されるべきものと命じた。⁽⁵⁵⁾ 裁判所は、この期間が、協議を計画した弁護士が準備を行うには短すぎると考えたため、1993年12月に、スケデューリング協議のための時期を、最後の被告による最初の応答的訴答書面の提出後45日とすることに変更した。⁽⁵⁶⁾ 裁判所は、送達および答弁書に関する連邦民事訴訟規則4条および12条の許容する期限にしたがうので、事件管理協議は、その提出後45日から225日までの間に行うことができる。

DCM計画は、この協議が連邦民事訴訟規則16条にしたがって開催されるこ

表4 審理前の事項が実施される期間
ミシガン州西部地区

審理前の事項	期 間
・裁判所が規則16条スケジュールリング協議を定める命令を発令	最後の被告による第一の応答的訴答の提出に基づく（提出後0-180日）
・弁護士が共同書面を提出	規則16条スケジュールリング協議開催の3日前
・裁判所が規則16条スケジュールリング協議を開催	最後の被告による第一の応答的訴答の提出後45日（提出後45-225日）

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 41 (1997).

とを述べるが、特定の協議の主題を明示していない。この協議のスケジュールを定める命令は、この協議の目的とは、共同のステイタス・レポートを審査し、早期のおよび進行中の事件管理を確立すること、浪費的な審理前の活動を制限すること、和解を促進すること、早期のかつ明確な審理期日を設定すること、および十分な準備により審理の質を改善することにより、訴訟事件の迅速処理を検討することである、と述べる。⁽⁵⁷⁾

(4) 事件管理命令 (Case Management Order)

規則16条協議の後、事件管理命令が発令される。この命令は、トラックへの振分けを定め、事実審理の期日や、ディスカヴァリの完了日、モーション提起の期限、および最終審理前協議 (final pretrial conference) のための期日を定め、ADRが利用されるかどうかを確認し、また最終審理前命令 (final pretrial order)⁽⁵⁸⁾ において取り扱われるべき事項を定める。

表4は、西部地区における審理前の事項についてのスケジュールを説明した予定表である。

(5) スケジュールを監視する方法

裁判所は、すべての訴訟事件が適時に終了することのできるように、新たな地方規則をDCM計画の一部として採用した。その規則は、裁判官が、訴

訟の不遂行または地方規則もしくは連邦規則の不遵守を理由としてその事件を却下すべきでない理由の開示を求める命令を発令することを認める（地方規則⁽⁵⁹⁾33条）。この規則を効果的なものとするため、DCM計画は、すべての事件管理上の期限を監視するためのコンピューター化された報告システムを要求している⁽⁶⁰⁾。

その計画はまた、裁判所に対して裁判地区全体の統一性を促進し、かつ事件記録上の効率性と正確性を増進させるため、標準化された裁判所の命令書や、通知、およびその他のフォームを発展させるよう命じている⁽⁶¹⁾。

(6) 代替的紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

DCM上の各トラックが、そのトラック上の訴訟事件についてADRが利用されるであろうという可能性を予想している。例えば、標準トラック上の訴訟事件については、ADRの利用可能性は非常に高い一方で、任意的迅速処理トラック上の訴訟事件については、その可能性は非常に低い。DCM計画は、弁護士が、彼らの共同のステイタス・レポートにおいてADRの適切性を取り扱うことを期待するとともに、各裁判官が、規則16条スケデューリング協議においてADRの利用を検討することを期待している⁽⁶²⁾。

裁判所の地方規則は、数種のADRオプションを用意しており、また、「当地区の裁判官は、紛争を解決し、費用と時間を節約し、また当事者に対して任意的な和解を形成する際に創造性を利用する機会を与える、代替的方策の開始を支持する」、と定める（地方規則⁽⁶³⁾41条）。裁判所は、2種の長期にわたるADR計画を有しており、それらは、連邦裁判所のパイロット計画として1980年代に確立された拘束力のない強制仲裁計画と、州の計画を模範とした事件評価計画（case valuation program）である⁽⁶⁴⁾。DCMの採用以来、仲裁はもはや強制的ではなく、裁判所におけるADRオプションの一つとして提供される⁽⁶⁵⁾。裁判所における第三のかつ最新の計画は、1996年1月に実施された促進的調停計画（facilitative mediation program）であり、この計画が採用されたのは、裁判所が真に合意の促進を目的とした調停オプションの提供を望んだことによる⁽⁶⁶⁾。

地方規則は、仲裁（地方規則43条）および事件評価（地方規則42条）の利用に関する手続を明記しており、訴訟事件がどのように選択され付託されるか、書面提出が必要か否か、誰がADRセッションに参加しなければならないか、どの程度の費用支払いが必要か、およびどの程度の秘密性が要求されるか、を定める。⁽⁶⁷⁾ 任意的な促進的調停計画は、地方規則に組み込まれていない。その手続は、特定の訴訟事件において登録される命令に示されており、その計画の説明書がその命令書に添付される。⁽⁶⁸⁾ 仲裁・調停書記官代理（deputy clerk）が、ADR計画を運営する。⁽⁶⁹⁾

(46) See Administrative Order No. 91-023 (In re : Differentiated Case Management Plan of the United States District Court for the Western District of Michigan. December 18, 1991). 民事司法改革法の規定に従い (28U. S. C. § 474), 裁判所の計画は、司法会議および第六巡回区裁判官委員会により審査され、承認された。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 38, n. 30.

(47) See Administrative Order No. 92-034 (In re : Differentiated Case Management Plan of the United States District Court for the Western District of Michigan. December 18, 1991, Amended September 1, 1992).

(48) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 38., これらのトラックの特徴の詳細については、森・前掲注（18）法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』153頁—156頁を参照。

(49) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 38,

(50) See LOCAL RULES OF PRACTICE AND PROCEDURE OF THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE WESTERN DISTRICT OF MICHIGAN, RULE 24 (i), (1991).

(51) See Administrative Order No. 94-016 (In the Matter of Fourth Amendment to the Civil Justice Expense and Delay Reduction Plan). 森・前掲注（18）法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』160頁によれば、その回収率がわずか50%にとどまったことによる、とのことである。

(52) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 40.

(53) See Administrative Order No. 93-125, at 2, A (In re : Amendments to Federal Rules of Civil Procedure effective December 1, 1993). なお、カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、この書面は、共同の事件管理書面（Joint Case Management Statement）とよばれる。

(54) *Ibid.* 1993年12月に、連邦民訴規則の改正が施行されたが、裁判所は、これらの規則のいくつかが有する自動的適用の面が、この計画、および類型別事件管理を効果的に例証すべきものとする裁判所の能力と一致しないものと判断した。そ

のため、裁判所は、連邦民訴規則改正規定の明示的な許容に基づき、これらの規定の適用を停止し、または修正することを決定した。しかし、その後、2000年12月施行の連邦民訴規則の改正に伴い、この行政命令は廃止された。See Administrative Order No. 00-073 (In re : Adiministrative Order 93-125). なお、1993年の改正連邦民訴規則26条 (f) 項は、ディスクヴァリの計画を含めた、スケデューリング協議 (scheduling conference) 前における、当事者の一般的な会合協議 (meet and confer) 義務を規定した。この点について、大村・前掲注 (13) 比較法雑誌29巻1号121頁以下、および浅香・前掲注 (13) 94頁を参照。しかし、この「会合協議」義務は、2000年の連邦民訴規則26条 (f) 項の改正により、「協議 (confer)」義務に変更された。地理的な事情により、直接の会合の要求が、費用を著しく増加させる恐れがあることによる。See Committee Note on Amendments to the Federal Rules of Civil Procedure, *riprinted in* 192 F. R. D. 391-393 (2000).

(55) See Administrative Order No. 92-034, at 6 (In re : United States District Court for the Western District of Michigan Amended Order).

(56) See Administrative Order No. 93-124, at 1 (In the Matter of Third Amendment to Civil Justice Expense and Delay Reduction Plan). なお、カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、この協議は、初期事件管理協議 (最初の事件管理協議, Initial Case Management Conference) とよばれる。

(57) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 41. 連邦民訴規則16条の規定するプリトリアル・カンファレンスには、主要なものとして、第一回目のカンファレンスであるスケデューリング・カンファレンスと、トライアルの直前に行うファイナル・プリトリアル・カンファレンスがあり、それ以外にも、必要な場合には当事者の申立てにより随時カンファレンスを開くことが可能である (規則16条 (b))。このようなカンファレンスは、ステータス・カンファレンス (status conference) とも呼ばれる。森・前掲注 (18) 法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』149頁参照。また、森・前掲論文149頁以下によれば、ミシガン東部地区では、プリトリアル・カンファレンスは、スケデューリング・カンファレンスとファイナル・プリトリアル・カンファレンスの二回だけという事件が多いが、ステータス・カンファレンスの開催も稀ではない一方、西部地区では、多数の事件について、第一回目のカンファレンスの他にも、裁判所による訴訟進行の管理・制御のため、ステータス・カンファレンスが随時開かれているとされる。そして、この点は、西部地区における裁判所の進行管理への関与の強さを示していると指摘される。

(58) *Ibid.* See also LCivR 16. 1.

(59) この地方規則33条を定める民事地方規則は、1998年に改正され、新民事地方規則 (LCivR) 41.1において規定されている。

(60) See Administrative Order No. 92-034, at 6.

(61) *Ibid.*

- (62) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 42.
- (63) この地方規則41条を定める民事地方規則は、1998年に改正され、新民事地方規則（LCivR）16.2（a）において規定されている。
- (64) この事件評価計画は、ミシガン調停（Michigan Mediation）ともよばれ、当事者に対して、その事件について評価を行う3名の中立人の面前でのヒアリングを提供するものである。それは、裁判の準則がミシガン法により提供される、一定の州籍の相違に基づく事件（diversity cases）については、必要的なものとされる。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 42, n. 33.
- (65) 裁判所は、当初、その仲裁計画を、28 U. S. C. § 651-658により承認された、強制仲裁パイロット計画の一つとして確立した。DCMの下では、仲裁の利用は任意的なものとなされ、裁判所はもはや制定法により承認された計画を維持していない。Id. at 42, n. 34.
- (66) 3名の中立人で構成されるパネルが、当事者にその事件の評価と裁判結果の予測についての評価を提供する、裁判所の「ミシガン調停」計画とは対照的に、「促進的」調停計画は、当事者の交渉を援助する一名の中立人を提供するものである。Id. at 42, n. 35.
- (67) なお、1998年改正後の新民事地方規則（LCivR）では、仲裁は地方規則16.6に、また事件評価手続は、地方規則16.5に規定されている。
- (68) しかし、1998年改正の新民事地方規則（LCivR）は、促進的調停計画を地方規則16.3において明文化した。
- (69) 旧民事地方規則44条（新地方規則では、16.7）は、この他、いくつかのADRの方式（サマリ・ジュリ・トライアル、ベンチ・トライアル、ミニ・ヒアリング、および早期中立的評価）を規定していたが、それらはあまり利用されなかった。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 43, n. 36.

4. DCM制度の実行および維持

裁判所および諮問グループによるDCM制度の設計を受け、これを直ちに実行に移すことが裁判所の責務となった。裁判所職員および裁判官が、この手続に深く関与した。⁽⁷⁰⁾

(1) 裁判所職員および裁判官の役割

諮問グループおよび裁判所がDCM計画を開発した時点で、裁判所は、新たな制度が十分かつ円滑に実施されるように、多くの手段を講じた。まず、第一に、裁判所は、DCM特別専門委員会（DCM task force）を設置した。この委員会は、各裁判官の事件管理官（case manager）および法廷付代理

(courtroom deputy), 書記官事務所代理, 自動化制度管理官 (automation systems administrator), およびDCM制度を確立しかつ監視する目的で裁判所が設けた新たな職務であるDCMコーディネーターから構成された。⁽⁷¹⁾この委員会を補助するため, 裁判所は, 州裁判所におけるDCM制度の発展について深い経験を有していた2名のコンサルタントを雇用した。⁽⁷²⁾

委員会は, 裁判所内の手続, および裁判所と弁護士との意思の疎通という点について, DCMが持つ意味を検討した。これらの努力の結果は, トラックの要件に関する裁判官の政策的な判断と相まって, すべての裁判官室による標準化されたフォーム(書式)と命令書の採用をもたらした。裁判官と職員にとり, このような結果は予想されなかったことであり, DCM制度がもたらした重要な利益の一つとなった。その大部分は, 裁判官が進んで自らの訴訟実務を検討し, 柔軟に対処しようとしたことで達成されたが, 同様に, 裁判官付の事件管理官が, DCM特別専門委員会に参加したことで促進された。委員会の会合を通して, 事件管理官は, 彼らの業務遂行に最も効果的な方法とフォームに関するコンセンサスを発展させ, それらについての裁判官の承認を得ることができた。標準化を促したもう一つの要因とは, 裁判所がDCM制度の効果の監視を支持したことであり, それは, 各裁判官室が, 標準化された情報を提出するよう合意することを求めたのである。⁽⁷³⁾

計画の実行過程の当初から, 裁判所は, 裁判所職員および裁判官がDCMの発展に関する適切な情報とそれに対する参加を必要とするという点に, 特に注意を払った。基本的なDCM制度の構想を紹介し, かつ全職員がその効果を議論しかつそれを職務に押し及ぼすことができるように, 裁判所は, DCM施行日の数カ月前にすべての裁判官および裁判所職員に対して, 2日半のワークショップを開催した。2回目の会合は, 誰もが最終的な構想と手続を確実に熟知するように, DCMが実施された最初の週の間に関われた。計画が実施された初年度の末に, システムの実施状況を議論し, また変更の必要性を評価するため, 3回目の会合が開かれた。それぞれの会合が, 裁判官および裁判所における諮問グループの構成員を含む, 裁判所の全職員の参加

により行われた。このような手続構想に対する裁判所全体での会合と参加という過程が、1992年9月1日に施行されたDCMへの円滑な移行にとり重要であったと考えられる。⁽⁷⁴⁾

DCM制度が実行されるとすぐ、裁判所は、この制度の実行を監視するため、DCM実行委員会（DCM Implementation Committee）を設置した。この委員会は、各1名の地方裁判所裁判官およびマジストレイト裁判官、裁判所書記官、諮問グループ議長、DCMコーディネーター、および自動化制度管理官から構成されており、DCM制度の実行に関する統計的情報を審査するため定期的に開かれる。例えば、彼らは、応答的訴答の後45日以内に開催される初期規則16条協議の割合や、各トラック上の指針内で終結する訴訟事件の割合に関する事項を調査する。彼らは、異常と考えられる原因を調査し、必要な変更を提案する。その委員会はまた、標準化された命令書を統一的なものに保つため、その命令書の変更をも提案する。また、委員会は、訴訟事件終結時に送付されるアンケートを通してDCMに対する弁護士の反応を調査し、また、アンケートの調査結果や、裁判所において定期的実施される統計に基づいた調査結果のようなすべての調査結果を、裁判所の民事司法改革法年次評価報告書において報告する。⁽⁷⁵⁾

DCMの実行により、書記官事務所または裁判官室職員の役割には、基本的に変更はなかった。しかし、それは、彼らの日常業務にいくつかの新たな要素を付け加えた。例えば、訴訟事件表記載担当書記官（docketing clerks）は、現在、行政トラックへの振分けのために訴訟事件の選別を行い、またその他の追加的な訴訟事件表の記載を行っている。事件管理官の役割もまた、その大部分において変更はないが、訴訟事件の進行（flow）を監視するという中心的役割は、その職に一層高い地位を与えた。実際、もし事件管理官という既存の地位が存在しなかったならば、裁判所はおそらくそのような地位を創設するため、職員の役割を規定し直さなければならなかったであろう、と数名の裁判官および事件管理官が述べた。⁽⁷⁶⁾

当初から、裁判所における自動化担当職員は、DCM制度の実行と維持に

特に中心的役割を演じた。制度の監視を可能とし、また裁判官に訴訟事件の期限遵守に必要な情報を提供するため、自動化担当職員は、高性能のコンピューターによるトラッキング制度を開発した。この制度は、各裁判官の係属中の訴訟事件に関する毎月の現状報告書（status reports）を提供するだけでなく、自動化されたティックラー・システム（tickler system）を通して、各日に充足されなければならない訴訟事件関連事項および期限について、日常的に事件管理官に注意を喚起するものとなっている。毎朝、ティックラー・システムにより伝達されるメッセージの一つは、次のようなものである。すなわち、「事件番号96・民事（cv）・〇〇〇〇事件」において、訴状が受理されてから、90日が経過した。被告はまだ送達を受けていない。原告に対して、却下の可能性（Impending Dismissal）を通知して下さい」、というものである。この制度は、職員が、各訴訟事件におけるすべての事項が適時に実施されるよう確保することを一層容易にした。⁽⁷⁷⁾

DCMの実行に参加したほとんどすべての者が、労力を要する作業であったことを認めたが、彼らがそれを価値のあるものと考えた点にほとんど疑問はなかった。この制度を設計する際の最も有益な部分の一つとは、その過程自体にあったのであり、それは裁判官が自らの訴訟実務を相互に検討し、それぞれの最良の部分を利用することを促進した。全体として、裁判所は、非常に円滑に実行が進んだ点に驚いた様子であり、この成功の原因は、すべての者の関与を可能にした裁判所の規模の小ささ、既存の事件管理官の地位、自動化担当職員の不可欠な援助、フォームの開発および新たな日常業務を指導したDCMコーディネーターの役割、DCMの意義およびその要件について裁判所の理解を助けた2名のDCMコンサルタント、および進んで異なった手続を利用しようとした裁判官の意思であると、彼らは考えた。⁽⁷⁸⁾

(2) DCM制度において利用されるフォーム

標準的なフォームおよび命令書の開発は、実行過程の主要な部分を構成した。自動化されたティックラー・システムに基づく通知を含め、約24種のフォームが、DCMの直接の結果として開発されまたは標準化された（総じて、

刑事事件に関する命令書を含め、60以上のフォームおよび命令書が、実行過程において標準化された⁽⁷⁹⁾。

訴訟事件の管理は、最近に至るまで三種の重要なフォームに基づいていた。これらのうち二つが、弁護士に対して、裁判所との初期規則16条協議に関する彼らの義務を連絡するため、その訴訟事件の早期の時点で使用された。一つは、非DCMトラックへの振分けの通知であり、それは、訴訟取扱件数の10%にあたる弁護士に対して、その訴訟事件に関する裁判所の関与は最少であり、争点を担当裁判官に注目させる責任は弁護士にあることを連絡した。近時、非DCMトラックが廃止されたため、このフォームはもはや使用されていない⁽⁸⁰⁾。第二のフォームである、規則16条スケデューリング協議を定める命令は、その他の事件の弁護士に対して、その訴訟事件がDCMに服することを通知し、彼らに協議期日を連絡し、また裁判所に提出する彼らのステイタス・レポートにおいて、彼らを取り扱うべき事項を指示する⁽⁸¹⁾。また、裁判所は、第三のフォームとして、初期規則16条協議の後に当事者に発令される、標準的な事件管理命令書を使用しており、それは、トラックへの振分けを述べるとともに、事実審理の期日、ディスカヴァリの完了日、およびモーション提起に関する日程、ADRへの付託（場合により）、および最終審理前命令の準備のための指示を述べる⁽⁸²⁾。

(3) 弁護士の教育および弁護士による入力用情報の提供

設計および実行の過程を通して、裁判所および諮問グループは、弁護士が進行中の改正に関する情報を継続的に受け、また彼らの意見を聞くための様々な手段を利用した。DCMに関する新聞発表やパンフレットの配布が行われ、また、地方の弁護士および法律秘書（legal secretaries）の会合において講演が行われた。連邦法律家協会および裁判所は、法律家にDCMを紹介するためのセミナーを開催し、また裁判所は、その裁判所での実務許可を受けた弁護士に提供する、PR用の資料集（packet）を開発した⁽⁸³⁾。

弁護士に対して、DCMに関する情報入力のためのもう一つの機会を提供するため、裁判所は、弁護士に対してどの程度彼らが受任事件におけるDC

Mの利用に満足したかを質問する、短いアンケートを利用した。最近まで、このアンケートは、訴訟事件が終結したすべての弁護士に送付されており、また約80%の弁護士がこれを返送し、DCMに対する弁護士の反応について裁判所に多くの情報を提供した。そのアンケートは、4年間使用された後、裁判所および弁護士にとり煩雑なものとなったため、現在では、任意抽出された終結事件⁽⁸⁴⁾に対して送付されている。

(4) 実行上の問題点

もし、この計画の実行が円滑に進行しなかった領域があるとすれば、それはディスカヴァリの制限に関する問題であった。裁判所が、DCM施行日のまさに数週間前に、証言録取書および質問書について数量上の制限を置くことを決定したとき、弁護士は、不意打ちを受けたのである。諮問グループの構成員の一人は、彼らは何らの意見をも求められず、それが悪感情 (hard feelings) をもたらした、と指摘した。他の諮問グループの構成員は、ディスカヴァリに個別的に対処するのではなく、固定的なルールを課することについて弁護士から激しい抗議がなされたことを述べた。結果的には、この制限の採用は、実際上の問題というより、広報活動上の問題であることが明らかになったが、この直前の変更により、この計画は、困難な開始を余儀なくされた⁽⁸⁵⁾。

裁判官らは、直前のディスカヴァリの制限の包含は、ある裁判官の言を借りれば、「広報活動上の失敗」(public relations disaster) であったことを認めた。裁判所が、弁護士に対してそれにより多くの時間をかけていけば、その問題を回避することができたであろう、と彼は感じた。裁判所は、伝統的に弁護士の専門家としての意識を尊重し、彼らの助言を求めてきたのであるから、その唐突な判断は、ディスカヴァリに関する弁護士の無責任な態度を暗示させ、とりわけ苦痛に感じられたのであろうと、他の裁判官は述べた。その後この問題は、裁判官が、ディスカヴァリの制限を固定的なルールとしてではなく、指針として利用する意向を明らかにしたことで緩和された、と裁判所および諮問グループの構成員は述べた⁽⁸⁶⁾。

表5 1991年度から1996年度における民事司法改革法上の費用
ミシガン州西部地区

年度	コンサル タント	旅費	諸経費 [#]	事務所	自動化	研修	職員	A D R	計
1991	\$30,291	\$3,597	\$10,831	\$5,715	\$24,000*	\$0	\$17,741	\$0	\$92,175*
1992	\$99,794	\$19,101	\$26,754	\$22,860	\$11,000*	\$21,018	\$131,490	\$0	\$332,017*
1993	\$31,233	\$6,661	\$10,693	\$5,715	\$661	\$160	\$89,762	\$0	\$144,885
1994	\$17,202	\$4,844	\$1,948	\$0	\$292	\$745	\$83,118	\$0	\$108,149
1995	\$12,819	\$3,363	\$2,432	\$0	\$600	\$0	\$92,884	\$3,219	\$115,317
1996 ⁺	\$1,257	\$0	\$1,663	\$0	\$0	\$0	\$84,290	\$0	\$87,210
計	\$192,596	\$37,566	\$54,321	\$34,290	\$36,553*	\$21,923	\$499,285	\$3,219	\$879,753*

+ 96年9月1日現在

諸経費のなかには、備品、印刷物、郵送料、電話を含む

* 概算

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 46 (1997).

(5) DCMに対する予算

裁判所は、DCMの設計および実行の間、コンサルタントおよびその他の臨時職員に大幅に依存したため、当初の2年間における費用は、表5が示すように、かなりの額となった。この当初の2年間、裁判所はまた、コンピューター・システムの性能の向上、臨時職員への事務所スペースの提供、弁護士の教育、諮問グループおよび職員の旅行、および裁判所の教育的努力に関連した印刷物および郵便物について、相当の費用を負担した。これらの経費に対する財源は、民事司法改革法により提供された。すなわち、デモンストレーション裁判所として、裁判所は、追加的な財源を受けることができたのである。⁽⁸⁷⁾

DCMの設計および実行の費用と比較すると、その制度を維持するための裁判所の費用は、一層少額である。近時の暦年における最も高額のかつほとんど唯一の費用は、DCMコーディネーターおよびDCM秘書の俸給である。必需品および郵送料ついて、少額の費用がかかったのであり、これは主として弁護士のアンケート用紙の送付と、裁判所の制度設計を援助したDCM専

門家との協議によるものである。1995年に、裁判所は唯一のADR関連支出を行っているが、これは、裁判所が新たな助成的調停計画に従事することを目的として任命された中立人の訓練のため、2名のコンサルタントを雇用したことによる⁽⁸⁸⁾。

これらの予算上の金額を提供する際、裁判所は、早期の出費のほとんどが、厳格な時間的制約の下でデモンストレーション計画を進展させなければならず、専門家にその作業の援助を求めたことによることを指摘した。そのような制約のない裁判所では、開発費は一層少額となるであろう、と裁判所は指摘した。さらに、裁判所は、それにより開発された専門的知識が、コンサルタントによる援助に十分代替できることを指摘した。実際、ミシガン州西部地区の職員は、すでにいくつかの裁判所の援助を行ったのである⁽⁸⁹⁾。

(70) この節は、面接と裁判所における1994年—1995年の民事司法改革法年次評価報告書（United States District Court for the Western District of Michigan, Annual Assessment, September 1, 1994 - August 31, 1995, at 2-5）に基づくものである。See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 43, n. 37.

(71) *Ibid.* 当地区における試問グループの調査のために雇用された臨時職員の業務が終了した時点で、この職員のメンバーがDCMコーディネーターに選任された。*Id.* at 43, n38.

(72) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 43. 裁判所の構成員については、森・前掲注（18）法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』102頁以下が詳細である。

(73) *Ibid.*

(74) *Id.* at 43-44.

(75) *Id.* at 44.

(76) *Ibid.*

(77) *Ibid.*

(78) *Id.* at 44-45.

(79) *Id.* at 45.

(80) *Ibid.* See also Administrative Order No. 96-053 (In the Matter of Fifth Amendment to Civil Justice Expense and Delay Reduction Plan).

(81) See LCivR 16. 1.

(82) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 45. See also LCivR 16. 1. 西部地区における事件管理命令書の実例については、森・前掲注（18）法曹会編

『アメリカにおける民事訴訟の実情』161頁－162頁を参照。

(83) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 45.

(84) *Ibid.*

(85) *Id.* at 45-46.

(86) *Id.* at 46 .

(87) *Ibid.*

(88) *Id.* at 47.

(89) *Ibid.*

5. 裁判所によるDCMルールの適用

(1) 裁判所によるDCMルールの適用と弁護士への遵守

DCMの実行からほぼ4年後の1996年春の面接において、地方裁判所裁判官およびマジストレイト裁判官のすべてが、DCMは彼らの裁判官室において、(1993年に彼らが報告したときと同様)依然として十分に機能している、と述べた。1名または2名の裁判官にとり、DCMへの移行は、適格性を有するすべての訴訟事件について規則16条協議を開催すべきものとする要件のために、彼らの実務における著しい変化を意味した、と述べた。にもかかわらず、すべての裁判官がその協議を開催し、また適格性を有するすべての訴訟事件において、その事件をトラックに振り分け、事件管理命令を発令して⁽⁹⁰⁾いる。

裁判官は、弁護士もまた、ほとんどの場合においてDCMの要件を遵守している、と述べた。例えば、ほとんどの弁護士が、共同のステイタス・レポートを提出している。裁判官は、連邦裁判所での実務経験を有する弁護士の方が、そのような経験をもたない弁護士よりも適切なレポートを提出していると述べた一方、裁判官は、全体として、弁護士の遵守の程度は満足に行くものであり、またレポートは有益であるとみている。裁判官はまた、弁護士は、現在では通常、規則16条協議においてその訴訟事件について協議を行う用意ができており、とみている。当初は、弁護士に対してこの協議の準備が必要であることを確信させることが難しかったが、それは、今日ではほとんど問題ではない、とある裁判官は述べた。その裁判官は、弁護士が共同のレ

ポートと規則16条協議に関する裁判所の期待を知るまでには、2年から3年を要した、と述べた。他方において、弁護士は、トラックへの振分けには極めて迅速に対応したように見える。弁護士がトラックへの振分けについて互いに論争したり、後にトラックへの再振分けを求めたりするようなことはほとんどなかった、と裁判官らは報告した。⁽⁹¹⁾

上述のように、裁判所は、DCM計画が実行される時点で、証言録取書と質問書に関する数量上の制限を採用した際に、激しい抗議を引き起こした。この問題は、裁判官が、各トラックの指定するディスカヴァリ上の制限を、ルールとしてではなく指針として使用するという理由で沈静化した。しかし、裁判官は、ディスカヴァリの量を増加させることができる一方、通常は、低い水準のディスカヴァリを有するトラック上の指示と期間制限を維持している、とほとんどの裁判官が述べた。⁽⁹²⁾ごく最近、数名の裁判官は、弁護士に対して交換可能な書面を確認させるため規則16条協議を利用し、そのための期限を定めてきた。「我々は、自発的ディスクロージャー (voluntary disclosure) に向かいつつある」、とある裁判官は述べた。⁽⁹³⁾

裁判所は、行政的審査および在監者訴訟を含む事件のためのトラックを創設したが、数名の裁判官は、これらの事件は現在のところ、DCM以前の場合と異別に処理されていない、と指摘した。ほとんどの事件が、以前と同様に、事実審理省略判決の申立て (summary judgment motions) に基づき裁判され、または不十分な (frivolous) ものとして却下され、迅速に処理されている。DCM計画の下における唯一の変更とは、マジストレイト裁判官が事実審理省略判決の申立てについて裁判をする場合に、その期限をその申立書の提出後240日とすることを定めたことである。⁽⁹⁴⁾

数名の裁判官はまた、非DCMトラックは純粋な対照標準グループではなかったことを指摘しており、上述のように、裁判所は近時、このトラックを廃止した。⁽⁹⁵⁾DCM制度の開始以来、裁判所は、これらの訴訟事件に何らの注意も払わない点に不安を感じており、1993年11月に、これらの訴訟事件の処理に一層の統一性を与えるため、標準化された事件管理命令書を採用した。

表6 92年9月1日から96年7月31日までに提訴された民事訴訟事件のトラックの振分け
ミシガン州西部地区*

ト ラ ッ ク	訴訟事件 数	全訴訟事件数 に占める割合 (%)	各訴訟事件数の非行政 トラックに占める割合 (%) **
振り分けられた訴訟事件総数	5,065		
任意迅速トラック (Voluntary Expedited)	36	1.0	3.0
迅速トラック (Expedited)	382	8.0	27.0
標準トラック (Standard)	803	16.0	56.0
複雑トラック (Complex)	175	4.0	12.0
高度複雑トラック (Highly Complex)	28	1.0	2.0
行政トラック (Administrative)	3,361	66.0	
非DCM (Non-DCM)	280	6.0	
振り分けられなかった訴訟事件数	1,625		
全訴訟事件数	6,690		

* 連邦司法センターにより、裁判所の電子的訴訟事件表記載システムから得られたデータによる。

** 非DCM訴訟を含まない。

Reproduced from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAM ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 49 (1997).

その命令は、最後の応答的訴答の提出後約45日に発令され、モーション提起の期限、最終審理前協議の期日ならびに指示、および訴状提出後1年内の事実審理期日を連絡した。また、ある裁判官は、6カ月を超えて係属するモーションを報告するものとする民事司法改革法上の要件のために、裁判官は、これらの訴訟事件を管理の対象としないまま放置してはおかなかったことを指摘した。⁽⁹⁶⁾

しかしながら、全体として、裁判所は十分にDCM制度を実行し、かつ過去4年間、その指針に従ったように思われる。⁽⁹⁷⁾

(2) DCMトラック間での訴訟事件の分布

DCM上の指針を適用する際、裁判官は、各事件が許容されるであろうディスカヴァリの量と訴訟期間の長さに基づいて、新たに提起された訴訟事件に関する適切なトラックの判断を行っている。この判断を行う際、裁判官ら

は、自らの経験や、弁護士の助言、および当事者ならびに証人の数、当事者ならびに証人がその州または国外に居住しているかどうか、および争点の数と複雑性といういくつかの訴訟事件の特徴を考慮する、と述べた。これらの特徴を持つ意義とは、主としてそれらがディスカヴァリを暗示しているという点である。なぜならば、ほとんどの裁判官にとり、ディスカヴァリに必要とされる時間が、終局的判断を求めるモーション (dispositive motion) に必要とされる時間と合わせて、トラック振分けを決定するための重要な要素だからである。⁽⁹⁸⁾ 表6は、DCM実施以後の期間における、DCMトラック間での訴訟事件の分布結果を示している。

表6は、非行政事件の大多数が標準トラックに振り分けられ、少数の事件が、迅速または複雑トラックに振り分けられ、また非常に少数の事件が、裁判所の最も短期および長期のトラックとされる、任意的迅速処理および高度複雑トラックに振り分けられていることを示している。在監者訴訟件数の多さから予想されるように、トラックに振り分けられた訴訟事件の過半数が、行政トラックに振り分けられている。⁽⁹⁹⁾

表6はまた、取扱件数の約五分の一の事件が、まったくトラックに振り分けられていないことを示している。これは、多くの事件が、トラック振分けの行われる初期規則16条協議の前に終結していることに基づく。いずれの時点においても、係属中の訴訟事件のいくつかについては、やはり振分けがなされていない。なぜなら、それらはまだ協議を開催していないからである。しかしながら、表が示すように、裁判所におけるほとんどの民事事件が、事件管理トラックに振り分けられているのである。⁽¹⁰⁰⁾

(90) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 47.

(91) *Ibid.* 裁判所内の調査によれば、トラックへの振分けの変更が行われたのは、トラックへの振分けがなされた訴訟事件の1%に満たなかった。See *supra* note (70), at 36. なお、連邦司法センターは、この裁判所の情報を独立に確認していないとのことである。Id at 47, n. 41.

(92) 裁判所内の調査によれば、規則16条協議において定められる証言録取書と質問書の数、83%の訴訟事件において、訴訟事件の振分けが行われるトラックの

指針の範囲内にある。See *supra* note (70), at 36. なお、連邦司法センターは、この裁判所の情報を独立に確認していないとのことである。Id at 47, n. 42.

(93) *Id.* at 48.

(94) *Ibid.*

(95) *Ibid.* See also Administrative Order No. 96-053 (In the Matter of Fifth Amendment to Civil Justice Expense and Delay Reduction Plan).

(96) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note (17), at 48.

(97) *Ibid.*

(98) *Ibid.*

(99) *Id.* at 49.

(100) *Ibid.*